

令和2年第6回教育委員会会議議事録

1 開催日時

令和2年5月28日(木) 午後3時00分～午後3時55分

2 開催場所

教育委員会会議室

3 出席者

教育長	菅野 勇次
教育委員 教育長職務代理者	小尾 一彦
委員	國安 環
委員	東 みどり
事務局 教育部長	山端 広和
学校教育課長	宮田 哲
生涯学習課長	石田 晋一
図書館長	武田 健吾
給食センター所長	鯨岡 健
総務係長	山田 慎一
学校教育係長	酒井 貴範

4 議 事

議案第38号 令和2年度幕別町一般会計補正予算の要求について

議案第39号 幕別町教育支援委員会専門部会員の委嘱について

議案第40号 幕別町社会教育委員の委嘱について

議案第41号 幕別町文化財審議委員会委員の委嘱について

議案第42号 幕別町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

議案第43号 第12地区教科書採択教育委員会協議会委員の代理人の指定について

議案第44号 要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について

5 議事概要 次のとおり

菅野教育長 ただ今から、第6回教育委員会会議を開会いたします。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、会期の決定についてお諮りいたします。会期は、本日1日限りとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、会期は本日1日限りと決しました。

次に、日程第2、会議録署名委員の指名についてであります。本日の会議録署名委員に、2番東委員、4番小尾委員を指名いたします。

次に、日程第3、前回会議録の承認であります。第5回教育委員会会議について別紙会議録のとおりでご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、第5回教育委員会会議録を承認いたしました。

次に、日程第4、事務報告についてお願いいたします。

教育部長(山端 広和) それでは私のほうから事務報告をさせていただきます。はじめに、本日瀧本委員から欠席する旨の連絡を受けておりますので報告いたします。

次に、新型コロナウイルス感染症対策につきまして、ご報告いたします。はじめに学校関係ですが、お手元に配付しております、事務報告資料1をご覧ください。この表は、現在実施中の小中学校の分散登校の状況についてであります。4月18日から今月末まで、分散登校としており、大きく、18日の週は午前授業、今週からは午後の授業も組み込みながら、週の標準時数を抑えながら、かつ、登校日数や授業時数は、小学1年生と6年生、中学3年生に配慮した形で徐々に学校再開に向け準備しているところであります。表については、先週の実施状況を示しており、「○」が学年ごとの登校した日となっております。幕別小学校については、18日から22日は4時間授業で、1年生・6年生は、週3日、2年生から5年生まで週2日の登校であります。今週25日から29日までのについては、午後授業も組み込み、全ての学年で毎日登校としています。次に、幕別中学校については、18日の週は4時間授業で、全ての学年で毎日登校、今週に入ってから、午後授業を組み込み全ての学年で毎日登校となり、5時間授業と6時間授業の日数調整により、3年生がやや多くなるようになっております。中段の糠内小学校と糠内中学校については、18日の週は午前授業で、全ての学年で毎日登校、今週からは午後授業を組み込み、全ての学年で毎日登校となります。下段の札内南小学校と札内中学校については、ともにクラス数が多いため、グループに分けての分散登校を実施しております。札内南小学校は、18日から21日までが4時間授業で、全ての学年で2日の登校、22日から29日までは、午後授業を組み込み、全ての学年で3日登校となっております。札内中学校については、先週は4時間授業で、1、2年生は2日の登校、3年生は3日の登校、今週については、午後授業を組み込み、学年ごとの登校日数は先週と同様であります。このほかの学校については、概ね、大きくこれら三つのパターンのどれかに当てはまるような形で実施しております。

また、一昨日26日になりますが、各振興局単位で管内教育長が集まり、道教委によるテレビ会議が開催され、6月以降の学校再開にあたっての説明があったところであります。その際、配付された会議資料の一部になりますが、事務報告資料2をご覧ください。学校については、6月1日から再開することになります。この通知は、学校再開に当たって準備を進めるようにという内容であります。

一つ目には、基本的な感染症対策の徹底ということで、これまでも周知していましたが、こまめな手洗いや咳エチケット、換気をはじめ、3つの密を回避するための身体的距離の確保など、新しい生活様式の定着や感染症対策に関する指導を行うということでもあります。

二つ目は、地域の感染レベルを踏まえた学校教育活動については、感染リスクを可能な限り低減させながら学校教育活動を安全に継続していくということ。

三つ目に、臨時休業等の取扱いとして、児童生徒等又は教職員の感染が判明した場合は、直ちに地域一律に一斉の臨時休業を行うのではなく、関係機関の助言を踏まえ、文科省が定めるガイドラインやマニュアルに基づき、臨時休業の必要性等について判断することとされております。四つ目には、児童生徒等に感染等が確認された場合の対応について示されたところであります。

次に事務報告資料3をご覧ください。文科省が定めるマニュアルの一部になりますが、学校の新しい生活様式についての概要になります。先ほどの説明と一部重複しますが、「新しい生活様式を踏まえた学校教育活動」としては、基本的な感染症対策として、発熱等風邪の

症状がある場合は、自宅での休養を徹底するということや、登校時の健康状態の把握、手洗いやマスクの着用、消毒、さらには3つの密の回避など、学校教育活動の中で定着させていくというものであります。中段に記載のとおり、今後は、学校の行動基準に基づき、学校教育活動を継続することを前提とし、地域の感染レベル1から3までに応じて、身体的な距離を確保するといったことや、感染リスクの高い教科活動や、部活動、給食の実施内容について示されました。一昨日のテレビ会議では、十勝は、今の状況でいうとどのレベルなのか、といった質問もあり、十勝はレベル1と回答がありました。今後の臨時休業の判断については、学校で感染者が発生した場合や地域で発生した場合など、状況に応じて教育委員会が要否を判断していくことになるというものであります。

次に事務報告資料4をご覧ください。町では、緊急事態宣言が解除される動きを踏まえ、去る25日に対策本部会議を開催し、翌26日から公共施設の利用を再開することで決定いたしました。資料については、緊急事態宣言後における生涯学習課所管施設の対応として、社会体育施設・社会教育施設の共通事項としてまとめたものであります。

1の衛生対策については、消毒液の設置やマスク着用など、8項目などが共通で実施するものです。

2の利用種目の制限については、大声での発声や歌唱または近接した距離での会話等が想定されるものは、適切な感染防止対策が講じなければ利用を制限するというものであります。例として、対人で行うダンス、武道の対人稽古などをあげていますが、これらについても接触を伴わないよう距離を空けて練習するなど、感染防止対策をとりながら実施する場合は利用ができるというものであります。

3の利用人数の制限についてですが、会合や軽スポーツをメインとする部屋、これは、会議室や研修室などになりますが、北海道の指針に基づき、部屋の床面積を1人当たり4㎡で割り返した人数を利用人数の上限とするものです。屋内で競技をメインとする部屋、例を挙げますと、トレセンやスポセンのアリーナ等になりますが、床面積を12㎡で割り返した人数を上限とするものです。これは、スポーツを実施することから一定程度の面積が必要と判断し、近隣市町村の制限等も参考にしながら、半径2メートルの円の面積を1人当たりの面積としたところであります。なお、利用時間については、通常120分でありますが、1団体につき最大90分と制限し、残る30分は消毒作業にあてるということであります。プールについては、スポーツ庁が発出している通知を参考にしていますが、水中での感染リスクは低いことから、利用人数は、プール面積を1人当たり4㎡で割り返した人数を上限といたしました。また、更衣室内については、1人、1㎡として上限を定めています。なお、夏休み中など、混み合うことも予想されるため、混雑時は利用時間を1時間とし、その際は、プール監視員が受付時間をもとに、アナウンスをいれ、対応してまいりたいと考えております。ナウマン象記念館やふるさと館、蝦夷文化考古館の展示施設についても、混雑時には入場制限をかけるなどの対応をするとともに、2メートル間隔で見ていただくよう床に表示をするなどの工夫を行っているところであります。

4の利用時体調チェックについては、感染症の拡大防止と利用者の安全確保のため、施設利用のうち申込が必要な施設においては、利用時に利用者の確認を求めることとしています。個人の場合は、氏名、住所、連絡先を申込時に記録していただき、団体利用の場合は、代表者が参加者全員の情報を把握していただき、記入については、代表者の氏名等を記入することといたしました。なお、屋外施設のうち、申込が不要な施設、例えば、運動公園や河川敷のテニスコートなどについては、出入りが自由であり、利用者の把握が困難であることから、注意喚起の掲示物のみの対応としております。

5のイベントや大会の開催については、当面の間、控えることとし、町民参加のイベントや大会は7月から順次開催したいと考えています。

事務報告資料5については、公共施設の今後の対応等をまとめたもので、教育委員会関係については、網掛けの部分が所管する施設となります。基本的には、26日からの再開となりましたが18番の公民館、23番のまなびや、29番のナウマン象記念館、37番の考古館から40番の図書館までは、火曜日で休館日でありましたことから昨日から再開としております。41番幼稚園については、今月末まで限定開園とし、6月1日からは通常開園とする予定であります。また、27番の町民プール、6か所については、6月に入ってからのオープンとしております。なお、札内スポーツセンター、農業者トレーニングセンター、忠類体育館の各施設内にあります、トレーニング室については、スポーツクラブが法の休止要請施設の対象となったため、31日まで休止措置を継続のままとしており、このほか、百年記念ホールの大ホールとプレイルームについては当面の間、使用休止としております。

次に事務報告資料6をご覧ください。こちらにつきましては、図書館の制限付き開館ということになります。図書館につきましては、開館時間を現在午後6時までとなっているものを、制限期間の中では10時から17時までと1時間早めて閉館し、残る1時間を消毒等の作業に充てる予定であります。なお、札内分館については、夜間開館をこれまで通常であれば実施しておりますが、感染リスクを回避するため当面の間休止とする予定であります。続きまして、2番の閲覧時間につきましては、こちらにつきましても、近隣の市町村の状況を踏まえ、閲覧時間を30分と短縮することで進めております。広域利用者の制限につきましては制限なし、カウンターでの対応につきましては、仕切りの設置、消毒液の設置など対策を実施しているところであります。閲覧コーナー・休憩コーナー等の席数制限といった部分では、各コーナーでの閲覧については基本的には禁止とし、6月以降についてはテーブル等を減らすなり、非対面となるような配置に工夫しながら順次緩和していく予定としております。6番のAVコーナーにつきましても、基本的には利用禁止とし、代替措置として著作権が付与されたDVDを夏休み期間中まで1人1点貸し出すことで予定しております。ストレスチェックについても当面の間中止、8番のOPAC（蔵書検索システム）やインターネットについても、当面の間利用禁止としているところであります。続きまして9番のその他の利用制限スペースということで、こちらについては状況に応じて対応することで、掲示物による周知を実施しているところであります。なお、11番BM車の運行につきましては、既に18日から施設等の確認をした上で運行再開しております。ただ、合計31箇所のうち、利用しないといった一部の場所については外す形で実施しております。当然ながら、乗車人数の制限だとか工夫をしながら実施しているところであります。12番来館者名簿の作成につきましては、先程の社会教育施設等と同様に、利用者の確認をするといった内容であります。

続きまして事務報告資料7をご覧ください。こちらにつきましては、本の宅配サービスでございます。こちらは5月16日から実施しており、現在開館しておりますが、開館後も引き続き実施し、31日までは実施する予定であります。申込等につきましては、電話やインターネット、ファックス、対象者につきましては町民限定とし、1日40件を目安としております。貸し出しできる本につきましては、図書や雑誌や絵本・児童書を1人10冊まで貸し出ししており、通常であれば貸し出し期間は14日以内ですが、21日間以内として実施しております。配達の方法につきましては8番に書かれておりますが、職員が直接申込者の自宅に訪問しております。順次受付等の中で時間を調整し、31日まで実施する予定としているところであります。

続きまして事務報告資料8をご覧ください。こちらにつきましては、5月21日付の勝毎に掲載されたものです。学童に通う児童に対する給食の提供であります。5月18日から29日まで10日間実施する予定でございますが、分散登校でありますことから、必ずしも皆が学校に登校できる状態になっておらず、その中で学童保育所も合わせて限定開所が開いて学校に通っていない児童で、学童に登録した児童については、現在利用しているところであります。10日間で628食を提供と書いてありますが、現状では676食程度を最終的に予定しております。

学童につきましては、町内5つありますが、そちらに通う児童の給食提供ということで、近隣の5つの学校の体育館や教室を活用させていただき提供しているところでもあります。また、5月11日からは学校の臨時休業ということもありまして、先程申し上げたように、学童保育所が限定開所ということになっております。そういったことから、学校に配置されている特別支援教育支援員を、忠類学童保育所を除く4箇所になりますけれども、学童保育所に一時的に配置し、子どもたちのサポートを行ったところでもあります。29日まで特別支援教育支援員を配置ということにしてしておりますが、18日から分散登校が始まり、配置数はやや少なくなっておりますが、延べ77人が学童への支援ということで実施してきたところでもあります。以上で事務報告とさせていただきます。

菅野教育長 事務報告につきまして、何か質疑等ございませんか。

小尾委員 今回の新型コロナウイルスの影響というか、小中学校に児童生徒をお持ちの保護者の方にしてみれば何かと不安のある中でこの3か月間だったと思いますが、教育委員会のほうに直接電話でのいろいろな問い合わせ等はあったのでしょうか。

学校教育課長（宮田 哲） 教育委員会にそういった不安のような問い合わせはなかったところでございます。

菅野教育長 他にございませんか。

（ありません。）

菅野教育長 質疑がないようですので、次に議件に入ります。

次に、日程第5、議案第38号、令和2年度幕別町一般会計補正予算の要求について、説明を求めます。

教育部長（山端 広和） 議案第38号、令和2年度幕別町一般会計補正予算の要求について、ご説明を申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

今回の補正予算につきましては、10款教育費の予算に584万5千円を追加し、予算の総額を16億8,810万104円とするものであります。

1項 教育総務費 110万7千円を追加するものであります。2目 事務局費、修学支援資金交付事業は、高等学校等に在学する者の世帯に対し、教育に係る経済的負担の軽減を図ることを目的に給付しているものであります。給付対象となる世帯は、前年中の世帯収入金額が生活保護基準の1.3倍未満の場合としております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、2月以降、収入が落ち込んでいる世帯があるものと考えられることから、収入については、本年2月以降の連続する2か月の収入金額の合計と前年同月の収入の合計額を比較して20%以上減少した場合は、その収入額が生保基準対比1.3倍未満である場合も給付対象とするため、対象者の増加分を見込み追加するものであります。

2項 小学校費 119万1千円の追加であります。2目 教育振興費、保護者費用負担軽減事業（小学校）については、各種扶助費になりますが、さきほどの修学支援資金交付金の考え方と同様、支給にあたっては、前年中の世帯収入金額が生活保護基準の1.3倍未満の場合に加え、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、本年2月以降の連続する2か月の収入金額の合計と前年同月の収入の合計額を比較して20%以上減少した場合は、その収入額が生保基準対比1.3倍未満である場合に支給対象とするため、対象者の増加分を見込み追加するものであります。

3項 中学校費 64万5千円の追加であります。2目 教育振興費、保護者費用負担軽減（中学校）については、各種扶助費になりますが、小学校費同様の考え方に基づき、対象者の増加分を見込み追加するものであります。

5項 社会教育費 173万3千円を追加するものであります。8目 百年記念ホール管理費、百年記念ホール指定管理者業務指定管理事業の委託料は、百年記念ホールの指定管理業務に係るリスク分担分の清算であり、同施設の管理に関する基本協定書に基づき、元年度の燃料

費及び電気料に係る当初の基準額が物価変動により5%を超える変動があったため、その清算分を追加するものであります。次のページをご覧ください。

6項 保健体育費 116万9千円を追加するものであります。2目 体育施設費、札内スポーツセン及び農業者トレセン指定管理事業、委託料は、同施設の指定管理業務に係るリスク分担分の清算であり、それぞれ、施設の管理に関する基本協定書に基づくもので、ともに元年度の燃料費に係る当初の基準額が物価変動により5%を超える変動があったため、その清算分を追加するものであります。町民プール維持管理事業、需用費については、幕別町民プールの濾過機の修理が発生したことに伴い追加するものであります。

続いて、2款 総務費は教育委員会関係分になりますが、1項 総務管理費 2,484万円を追加するものであります。この補正につきましては、新型コロナウイルス対策として国から交付された地方創生臨時交付金を財源に、教育委員会分として関連する予算を要求するものであります。

22目 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費のうち指定避難所感染拡大防止対策事業2,040万1千円は、避難所として指定されている小中学校14校の屋内運動場トイレ改修工事を行うものです。改修内容は、和式から洋式への改修が25台、洋式トイレのウォシュレットへの改修が27台で、この整備を行うことができれば、全ての学校の屋内運動場のトイレがウォシュレットを備えた洋式トイレになります。

生活応援食材提供事業、177万4千円については、4月20日から5月29日までの臨時休業期間中の生活保護世帯及び準要保護世帯に対する給食費相当分の食材を提供し、経済的負担を軽減しようとするものであります。学校が正常に開かれている場合は、給食を提供しているため、経済的な支援が必要となる生活保護世帯や準要保護世帯については、給食費は生活保護費や扶助費で賄われ実質的な負担は発生いたしません。しかしながら、臨時休業期間中は、給食の提供がなく、生活保護世帯や準要保護世帯では昼食に要する費用負担が発生しているため、経済的な支援を図るため、食材やその送料などに要する費用を追加するものであります。現在の予定では、対象世帯が223世帯、食材については、ふるさと納税の返礼品等を予定しているところであります。

図書館書籍消毒機導入事業、266万5千円は、図書館本館、札内分館及び忠類分館に各1台ずつ、計3台の書籍用の消毒機を導入しようとするものであります。これまでは、専用の薬剤を使用し拭き取りによる消毒を実施しておりましたが、消毒機を購入することで本の外装からページ間に至るまで見えない雑菌等を風の力と紫外線で除去、除菌することができるため、読み手に安心、清潔な本となるものと考えているところであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません。)

菅野教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第38号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。)

菅野教育長 異議なしと認め、議案第38号につきましては原案のとおり可決しました。

次に、日程第6、議案第39号、幕別町教育支援委員会専門部会員の委嘱について説明を求めます。

学校教育課長(宮田 哲) 議案第39号、幕別町教育支援委員会専門部会員の委嘱について、ご説明申し上げます。

議案書の3ページをご覧ください。

幕別町教育支援委員会専門部会につきましては、教育支援委員会における児童生徒等の障がいの種類、程度の判断に関し、専門部会員が幼稚園や保育所、小学校を訪問し、児童の様子を観察し、子どもに係る情報交換を行うなどの相談、調査などを行っております。この度、

専門部会員の教諭5人が校務分掌等の変更に伴い、各学校から新たな部会員の報告がありましたことから、教育支援委員会設置条例第7条第2項の規定により、議案に記載の5人を委嘱するものであります。新たな部会員につきましては、古舞小学校教諭千葉曜子氏、札内南小学校教諭伊藤明弘氏、札内北小鈴木小百合氏、忠類小学校教諭井村香氏、幕別中学校教諭田村浩文氏の5人です。

なお、任期につきましては、前任者の残任期間となります。令和2年6月1日から令和3年10月31日までであります。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません。)

菅野教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第39号について原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。)

菅野教育長 異議なしと認め、議案第39号につきましては原案のとおり可決しました。

次に日程第7、議案第40号、幕別町社会教育委員の委嘱について説明を求めます。

生涯学習課長(石田 晋一) 議案第40号、幕別町社会教育委員の委嘱につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の4ページをご覧ください。

本件は、幕別町社会教育委員の任期が本年5月29日をもって満了となりますことから、議案書にありますとおり、15名の方について、社会教育委員として委嘱しようとするものであります。

次のページ、5ページになります。社会教育法の抜粋を記載してありますが、第15条で市町村に社会教育委員を置くことができ、そして教育委員会が委嘱するとされているものであります。社会教育委員の職務につきましては、第17条で、1つ目は社会教育に関する諸計画を立案すること、2つ目は教育委員会の諮問に応じて意見を述べること、3つ目は必要な調査、研究を行うこと、この他教育委員会の会議に出席して社会教育関し意見を述べるができるなどとされているものであります。丸の2つ目になります。幕別町社会教育委員に関する条例第2条で委員の定数は15名以内とし、学校教育、社会教育関係者、学識経験のあるものから委嘱するものとしているところであり、第3条で任期を2年としております。

4ページにお戻りください。15名のうち、今回新たに委嘱しようとする方は4名で、3番の小野敦さん、4番の宮本彰さん、10番の小林鈴菜さん、14番の鳥毛浄生さんであります。他の11名の方につきましては、これまでに引き続いて委嘱しようとするものであります。選出にあたりまして、備考欄にありますように、1番から8番の方につきましては、学校関係者や社会教育に係る団体からご推薦等をいただき、9番以降につきましては、地区毎となっております。委員の平均年齢は55.3歳で、女性は15名中6名であります。

任期は令和2年5月30日から令和4年5月29日までの2年間になります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません。)

菅野教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第40号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。)

菅野教育長 異議なしと認め、議案第40号については原案どおり可決しました。

次に、日程第8、議案第41号、幕別町文化財審議委員会委員の委嘱について説明を求めます。

生涯学習課長（石田 晋一） 議案第41号、幕別町文化財審議委員会委員の委嘱につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の6ページをご覧ください。

本件は、幕別町文化財審議委員会委員の任期が本年5月31日をもちまして満了となりますことから、議案書にありますとおり、5名の方について、文化財審議委員会委員として委嘱しようとするものであります。このページの下段に法令等を記載しておりますが、丸の1つ目、文化財保護法第190条で市町村の教育委員会に地方文化財保護審議会を置くことができる、審議会の職務として、教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存、活用に関する重要事項についての調査、審議やこれらの事項に関して教育委員会に建議するとされているものであります。

丸の2つ目になります。幕別町文化財保護条例第18条で、審議委員会は委員5名で組織するとし、識見を有するもの、公募によるものから教育委員会が委嘱するものとしているところであり、丸の3つ目になります幕別町文化財審議委員会規則第3条で、委員の任期を2年としております。

5名のうち、今回新たに委嘱しようとする方は1名で、4番の鎌田浩さんであります。他の4名の方につきましては、これまでに引き続き委嘱しようとするものであります。

なお、5番の榎本允彦さんは、幕別町まちづくり町民参加条例の公募に対し、お申し込みいただき決定された方であり、委員の平均年齢は70歳で、女性は5名中1名であります。

任期につきましては、令和2年6月1日から令和4年5月31日までの2年間になります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

（ありません。）

菅野教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第41号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。）

菅野教育長 異議なしと認め、議案第41号については原案どおり可決しました。

次に、日程第9、議案第42号、幕別町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について説明を求めます。

学校給食センター所長（鯨岡 健） 議案第42号、幕別町学校給食センター運営委員会委員の委嘱につきまして、説明をさせていただきます。

議案書の7ページをお開きください。

幕別町学校給食センター運営委員会委員の任期につきましては、2年間でありまして、本年5月31日に任期が満了となりますことから、議案書の名簿にあります15名の方を委嘱するものでございます。下段に条例等を抜粋し記載しておりますが、幕別町学校給食センター条例第4条第3項では、運営委員会の委員は15名以内とし、教育委員会が委嘱することとされております。

また、運営委員会は、給食センターの適正かつ円滑な運営を図るため設置されておりまして、委員の職務は教育委員会の諮問に応じ、給食センターの運営に関する重要事項について審議し、調査、研究を行うこととされているところであります。

委員の構成につきましては、幕別町学校給食センター条例施行規則第7条に記載されております。学校代表者が5名、父母代表者が5名、公募による方が5名の計15名となっております。

選出にあたりましては、学校代表者と父母代表者は備考欄にありますとおり、それぞれ各学校から推薦をいただいた方となっております。公募の5名の方につきましては、本年3月9日に開催されました附属機関公募委員選考委員会におきまして決定された方々となっております。

任期につきましては、令和2年6月1日から令和4年5月31日までの2年間となります。

以上で説明を終わらせていただきますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

菅野教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません。)

菅野教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第41号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。)

菅野教育長 異議なしと認め、議案第42号については原案どおり可決しました。

次に、日程第10、議案第43号、第12地区教科書採択教育委員会協議会委員の代理人の指定について説明を求めます。

学校教育課長(宮田 哲) 議案第43号、第12地区教科書採択教育委員会協議会委員の代理人の指定につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の8ページをご覧くださいと思います。

第12地区教科書採択教育委員会協議会につきましては、十勝管内18町村の教育委員会の代表者で構成され、小中学校で使用する教科書の採択について協議する機関であり、今年度は令和3年度から中学校で使用する10科目の教科用図書及び特別支援学校や特別支援学級などで使用される、学校教育法附則第9条図書の採択に向けて協議を行う予定となっております。規約第5条では、委員は関係町村教育委員会の教育長をもって充てるとされており、同じく規約第9条第2項では、委員に事故がある時は当該教育委員会が指定する代理人が出席するものと規定されていることから、第12地区教科書採択教育委員会協議会委員の代理人に山端広和教育部長を代理人として指定するものであります。

なお、今後についてであります。議案の下段に記載しております教科書展示につきましては、6月12日から27日までは幕別町図書館の本館、百年記念ホールのギャラリー、及び6月12日から25日まではふれあいセンター福寿、また、6月12日から29日までは糠内コミュニティセンターで実施する予定となっております。

また、今後におきましては、教育委員会の代表者で構成される協議会を4回程度、学校の教諭や学識経験者で構成される調査委員会を3回程度開催する予定で、協議会の決定を経て、8月31日までに幕別町教育委員会が採択するという流れとなっております。

説明は以上であります。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません。)

菅野教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第43号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。)

菅野教育長 異議なしと認め、議案第43号については原案どおり可決しました。

次に、日程第11、議案第44号、要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定につきましては、プライバシー保護のため秘密会といたします。これにご異議ありませんか。

(異議なし。)

菅野教育長 異議なしと認め、秘密会といたします。

菅野教育長 秘密会を解きます。

議案については、以上となりますがこのほか、皆さんからなにかございませんか。

(ありません。)

菅野教育長 それでは以上をもちまして、本日の日程が全て終了いたしましたので、第6回教育委員会会議を閉じます。